○舟形町融雪設備導入補助金交付要綱

令和2年5月29日

告示第51号

改正　令和5年3月28日告示第22号

改正　令和6年3月29日告示第63号

（趣旨）

第１条　町長は、町内への定住促進と、冬期間の克雪化を図るため、舟形町補助金等交付規則(平成19年3月規則第3号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、舟形町融雪設備導入補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（補助金交付対象地）

第２条　補助金の交付対象地は、舟形町内全域とする。

（用語の定義）

第３条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　建築工事　建設業法（昭和24年法律第100号）第２条において、土地建築に関する工事で同法別表第１の上欄に掲げるものをいう。

(2)　融雪設備工事　住宅屋根又は敷地内に融雪設備を設置する工事をいう。

(3)　定住　町内に住所を有し、将来にわたり居住する意思があることをいう。

(4)　世帯　町内の一の住所に定住する者全員のことをいう。

(5)　新築　新たな住宅の建築をいう。

(6)　入居　町内に新築した住宅の引き渡しを受け、住民票を異動すること。

(7)　リフォーム　既存住宅に対する融雪設備工事をいう。

（補助金の交付要件）

第４条　補助金の交付対象となる者は、定住又は定住の意思がある場合で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1)　町内において新築又はリフォームする住宅で建築延べ床面積が５０㎡以上の住宅であること。ただし、店舗併用住宅等の場合は、延べ床面積の２分の１以上が住居部分であること。

(2)　新築又はリフォームする住宅に融雪設備工事を行うこと。

(3)　令和８年３月３１日までに工事を完成し入居する者であること。

(4)　町税等及び上下水道料に滞納がない世帯であること。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、対象工事費の５０％とし、上限額は次の各号に定めるとおりとする。

(1)　新築住宅は、１棟につき100万円を上限とする。

(2)　リフォームは、１棟につき70万円を上限とする。

２　補助金の額の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

３　補助金は、当該年度、１世帯につき１回に限って交付する。

（補助金交付の申請）

第６条　第４条の交付要件を全て満たす者は、建設業者の着工前に補助金交付申請書（規則様式第１号）を町長に提出しなければならない。

２　前項の補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1)　工事見積書の写し（融雪設備工事に係る費用が分かるもの）

(2)　新築する建築住宅の建築延べ床面積を証明できる図面

(3)　町税等及び上下水道料金の納付状況照会同意書(町内在住者に限る)

(4)　融雪設備部分を証明できる図面

(5)　着工前カラー写真

(6)　その他町長が必要と認める書類

（補助金交付の決定通知）

第７条　町長は、前条の補助金交付申請があったときは、その内容等を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、受理後２０日以内に補助金等交付決定通知書（規則様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第８条　前条の補助金交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、申請内容を変更し、又は取下げしようとするときは、補助事業等変更（中止・廃止）申請書（規則様式第２号）により、町長の承認を受けなければならない。

２　町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金等変更交付決定通知書（規則様式第４号）により交付決定者に通知するものとする。

（完了届及び補助金交付の請求）

第９条　交付決定者は、建築工事を完了したときは、実績報告書（規則様式第５号）に次に掲げる書類を添えて、町長に対し速やかに提出しなければならない。

(1)　住民票謄本（転入者に限る）

(2)　住宅建築又はリフォーム工事の契約書の写し

(3)　家屋登記簿謄本（新築の場合に限る）及び完成写真

(4)　工事代金領収書の写し

(5)　補助金の振込先通帳の写し

(6)　その他町長が必要と認める書類

２　町長は、補助金の交付請求書（様式第~~６~~１号）による補助対象者の請求に基づき補助金を交付する。

（補助金の返還）

第１０条　町長は、補助金の交付後、第４条の交付要件を満たさないと認めたときは、申請者は補助金の一部又は全額を返還しなければならない。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年６月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。

附　則（令和５年３月28日告示第22号）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月29日告示第　号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。